

ユニ・チャーム株式会社「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者（以下、「当社」）と下請事業者（以下、「振興基準該当取引先」）との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、振興基準該当取引先から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど振興基準該当取引先の適正な利益を含むよう、十分に協議します。

取引対価の決定を含め契約に当たっては、当社は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、保管費用の負担については振興基準該当取引先と十分に協議のうえ、振興基準該当取引先に対して型の無償保管要請を原則行いません。

③手形などの支払条件

代金の支払条件については、取引先の希望を確認し、双方合意の上で決定します。振興基準該当取引先への代金を手形等（一括決済方式および電子記録方式を含みます。）で支払う場合には、支払いサイトを 60 日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

取引先の知的財産・ノウハウを尊重します。取引上の立場を濫用した公正さを欠くような、片務的な秘密保持契約の締結を通じたノウハウ開示や知的財産権の無償譲渡・独占的実施権の許諾、などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うし寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、振興基準該当取引先に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、振興基準該当取引先に取り上り一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 当社は「ホワイト物流」推進運動に賛同の上、「自主行動宣言」を表明し、物流効率化・安定化 活動に取り組んでいます。
- 当社は「グリーン物流パートナーシップ会議」で、物流分野の CO2 排出量削減、物流の生産性 向上など持続可能な物流体系構築に取り組み、業種や業態を超えた荷主企業と物流事業者の幅広い連携を促進しております。
- 当社は「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）」（N A P）の策定を契機に、法務省が掲げる「My じんけん宣言」の主旨に賛同し、人権尊重に対する決意を表明しております。

2022 年 3 月 1 日

ユニ・チャーム株式会社

企 業 名

代表取締役社長執行役員 高原豪久

役職・氏名（代表権を有する者）